

幕末・明治期の加佐郡・堂奥村における 桐実生産

東 昇

はじめに

桐実は、アブラギリの種子で、絞った油は乾性油として傘、油紙など防湿や灯用に用いられてきた¹。近世から近代にかけて、福井県が主要な産地であったが²、加佐郡でも「ころび」と呼ばれ生産されていた（図1）。加佐郡の桐実については、『舞鶴市史』に、近世の田辺藩領内での桐実運上、桐実問屋、他国売買について概説している³。田辺城下の竹屋町文書には、天保8年（1837）宮津の松屋が、田辺の問屋安久屋から桐油20石を購入した記録がある⁴。近代には桐実の生産地の一覧他、明治初期の重要生産物であった桐実が、明治末・大正期の統計には登場しないため、早くに生産を終了したとある⁵。この他、近世の丹後の福知山、夜久野、大江地域の桐実生産を、大槻伸氏が各自治体史からまとめている⁶。また近代の桐実生産、加工について、大山地区の聞き伝えをまとめた岡山親年氏の記録は貴重である⁷。岡山氏によると、小浜商人が田井に来て桐実を購入していた話や、最盛期は大正期で養蚕が盛んになると衰退した話を聞き取りしている。

これらは自治体史ということもあり、桐実生産の概要を記したものが多く、近世から近代を通して分析、村の生産実態などは不明である。そこで本稿では、まず近世から近代の全国・加佐郡の桐実生産の変遷、つぎに明治期の「郡村誌」から加佐郡内の生産の概要、そして数多くの近世近代文書が現存する堂奥区有文書を中心に、堂奥村の桐実生産の実態を分析する。これまで明治前期の各種産物の分析には「郡村誌」を利用しており、翻刻も含めて、京都府下の八幡市・城陽市・京都市の事例を対象としてきた⁸。今回も同様に産物実態の史料として分析の対象とする。



図1 ころび（大山地区、2015年10月採集）
左は殻、右は実の状態

1. 加佐郡の桐実生産の歴史と生産

1-1 全国の桐実生産の変遷

加佐郡内の桐実生産について、大正14年（1925）『加佐郡誌』には、つぎのような起源と変遷が記されている⁹。

桐実栽培

桐実（油桐）栽培は森仁左衛門によって始められた、仁左衛門は丸八江村字江和（和江力）の生れで、明暦年間の人である、当時和江は草高三百五十石を有したが慶長四年細川公治水の結果寛永二年の大洪水に際して多大の田圃を流失し、米作のみでは活計を立てることが出来ない様になった。茲に於て仁左衛門は之が救済策に苦心し多年諸国を巡歴して石州で桐実栽培の利あるを見、種実若干持ち帰って試作したのに好結果を得たから、大に村民に奨励して、一意繁殖に勉めたので数年を出ずして予想外の収益を見るに至った。此の時代には石油の用が無かったから販路殊に広く価格は玄米と同値段でその利益は非常に多く和江村に於ては主要な生産物になったといふ

桐実は、明暦頃（1655～1658）和江の森仁左衛門が、洪水の救済策のため石見から種を持ち帰って普及したとある。後述するが、和江は明治期の「郡村誌」でも、舞鶴町以外で最大の200石を生産する主要産地であった。大正2年農商務省山林局の比留間重次郎が調査した『油桐ノ造林並桐油ノ調査』によると、この『加佐郡誌』の内容より詳しい変遷が判明する¹⁰。和

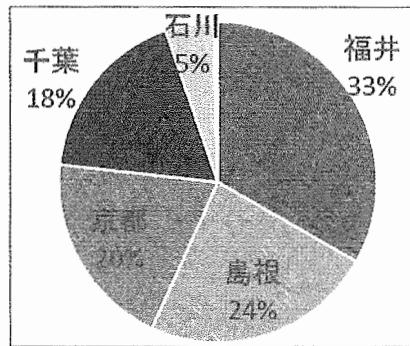


図2 明治34年各府県の桐実生産割合

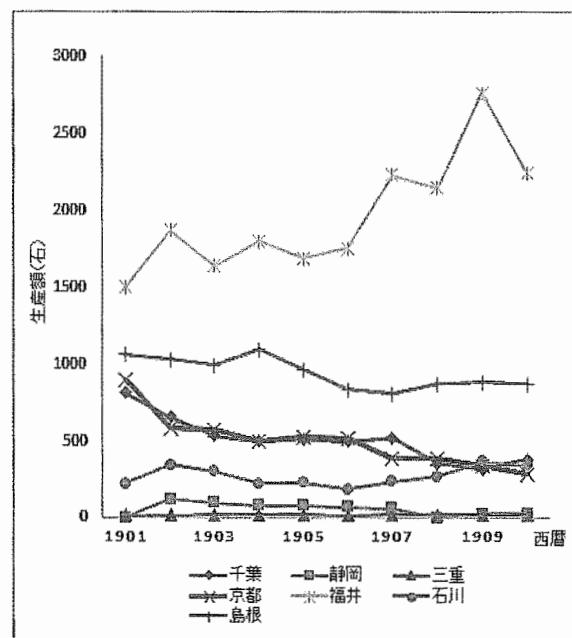


図3 明治34～43年各府県の桐実生産変遷

江で奨励した結果、70町の油桐林、500～700石の種実が収穫された。当時、桐実5斗が米4斗に交換でき、また庄屋六右衛門は櫟と混植し収穫調整を行った結果、近隣に比類ない富裕村になったとある。

同じく『油桐ノ造林並桐油ノ調査』によると、明治以降の桐実生産の全国の状況はつぎのようにまとめられている¹¹。桐実は、維新以前は米と同価格であったが、石油が輸入され灯用の主流となり、地位が低下する一方で労賃が上がり、手入れされず雑木林となってしまった。また桐を伐採し下駄材とし、代わりに杉・檜、三桺・楮・桑・柑橘を植えた。日露戦争後に樹皮の需要が増し再び伐採が進み、栽培面積は維新以前の3分1から10分1に減少、または皆無になった。しかし最近4、5年間で、桐油は乾性油としての需要が増え、そのため価格が昇騰し再び栽培する人も増えた。ただ全国的傾向とならず、福井県や同県三方郡では、自治体が植樹奨励を実施しているとある。

そして当時の油桐の産地として、加佐郡の四所・岡田中・丸八江・与保呂・西大浦・新舞鶴があげられている。全国では、京都以外に福井・石川・島根・千葉・静岡・三重県が主要産地とあり、この7県の明治34～43年10年間の生産額と価格が掲載されている（表1）。この表をみていくと、1位福井、2位島根は変わらないが、3位は7年は京都府で3年は千葉県である。明治34年福井41%、島根29%、京都24%と3県で94%を占める（図2）。明治43年には福井54%、島根21%、千葉9%、石川8%、京都7%と福井が5割を超えた。10年間の変遷は福井1.5倍の増加に対して、京都は3分1に減少している（図3）。石川も生産額は少ないが1.5倍近くになり、福井・石川両県が増加し、他県は減少する傾向にある。

表1 明治34～43年の桐実生産額・価格変遷

年代	区分	千葉	静岡	三重	京都	福井	石川	島根	合計
明治34	産額(石)	811	-	15	900	1499	225	1064	4514
	価額(円)	17784	-	499	27490	45475	6242	31301	128791
明治35	産額	656	120	16	580	1868	346	1028	4614
	価額	19264	3600	555	17150	56279	9082	32026	137956
明治36	産額	533	100	18	578	1636	302	994	4161
	価額	15458	3000	585	17720	51125	8826	34312	131026
明治37	産額	495	80	18	500	1798	222	1093	4206
	価額	14325	2800	609	17750	57513	7900	37555	138452
明治38	産額	511	80	19	530	1686	229	964	4019
	価額	15441	2800	639	21760	60066	8644	34924	144274
明治39	産額	499	70	17	520	1754	186	837	3883
	価額	16816	2450	638	22150	67340	7323	33498	150215
明治40	産額	519	60	18	385	2229	240	809	4260
	価額	19915	2100	737	18250	86356	9522	28732	165612
明治41	産額	352	-	20	390	2145	270	874	4051
	価額	12600	-	857	20160	80909	9797	30162	154485
明治42	産額	315	30	20	342	2762	369	880	4718
	価額	9604	900	953	19300	102473	3317	30490	167037
明治43	産額	381	30	20	289	2243	341	874	4178
	価額	13627	1140	1070	16470	98322	17831	32882	181342

出典：比留間重次郎『油桐ノ造林並桐油ノ調査』農商務省山林局、1913年。

1－2 「京都府地誌」と「加佐郡村誌」の桐実生産状況

「郡村誌」とは、「皇国地誌」ともよばれ、明治8～18年の全国的な地誌編纂により、各府県で作られたものである。この時期は、明治22年の大規模な町村合併以前であり、ほぼ近世村と同じ範囲の各村の多様な状況を、全国同じ基準で知ることができる。京都府立総合資料館の「京都府序文書」のなかに「京都府地誌」としてまとめられている¹²。地誌には、京都や伏見の市街地に関する「市街誌」、郡全体の記述である「郡誌」、各荘郷町村の「莊誌（八幡莊、柳原莊）」「郷誌（宇治郷、淀郷）」「町誌」「村誌」の種類がある。現存するのは、京都市街誌料5冊、伏見区市街誌料1冊、山城国8郡（愛宕、葛野、乙訓、紀伊、宇治、久世、綴喜、相楽）と丹後国加佐郡の各郡誌9冊、及びその村誌20冊の計35冊である。山城国以外の京都府下では唯一加佐郡が現存している。「郡村誌」は、明治8年6月5日太政官より各府県に編纂の指示があり、編纂を担当した京都府土木課調査係編輯部には、明治17年「地誌雑記」が現存する¹³。その内務省地理局への進達内容から、加佐郡は明治17年に編纂完了したと考えられる。しかし明治18年度以降、府県の地誌編纂業務を内務省へ移管することとなり、京都府における地誌編纂事業は終了する。

「村誌」には、各村の名称、疆域、管轄沿革、幅員、里程、地勢、地味、貢租、戸数、人数、牛馬、舟車、山川、道路、陵墓、社寺、学校、郵便所、古跡、物産、民業等の項目が記される。また記載年代については、いくつか考えられ、まず「綴喜郡村誌」の「郡村誌編輯例言」には、「税地貢租ハ明治八年中ノ収納高ニ係ル物産モ亦同年ノ出来高トナス、戸口人数牛馬舟車ハ例則追補ニ照準ス」とある¹⁴。桐実が含まれる物産は明治8年の収納高を採用するとある。太政官は編纂基準として明治8年「皇国地誌編集例則」を示すが、この「郡村誌編輯例言」は、おそらく京都府下全体に出された基準であったと思われる。一方で「郡村誌」編纂に関連して作成されたと思われる、明治15年成生村「村誌編輯取調書」の情報が「加佐郡村誌」に反映されている¹⁵。政府の指示では明治8年であったが、編纂に時間がかかり現状とあわない部分も増加し、編纂時に近い時期の情報に変更された可能性がある¹⁶。そのため「加佐郡村誌」の物産の情報を明治15年と推定した。

1－3 「加佐郡村誌」の堂奥村

「加佐郡村誌」は、内題に「丹後国加佐郡町村誌」とあり4冊構成である¹⁷。各冊は1仏性寺～下漆原、2長谷～東神崎、3舞鶴町～溝尻、4市場～佐波賀と、加佐郡の西から東へ順番に収録されている。全149町村の内、舞鶴市118町村、旧大江町28村、宮津市3村である。本稿の対象である堂奥村はつぎのように記される。

史料1 堂奥村（「丹後国加佐郡町村誌」3）

村誌

丹後国加佐郡堂奥（ダウノオク）村

本村往昔高橋郷ニ属ス、康正ノ頃祖母谷村ト称ス、尔後変遷ナシ

境域 東ハ全郡多門院村、西ハ溝尻村、南ハ与保呂・行永ノ二村、北ハ小倉村ト界ス、四境環ラスニ耕地山林ヲ以ス

幅員 東西十九町五十間南北十六町面積欠ク
管轄沿革 円満寺村誌ニ同シ
里程 京都府庁ヨリ西北方本村元標ニ達スル凡二十六里十九町、宮津支庁ヨリ東南方凡八里余、四隣東多門院村ヘ二十一町五十六間五分〈実測〉、西溝尻村ヘ十一町八間〈実測〉、南与保呂村ヘ二十四町四十六間〈実測〉、北小倉村ヘ十九町十四間〈実測〉
地勢 四面山岳屏列シ中央稍平坦ナリ、運輸不便薪炭略足ル
地味 其色黒赤砂礫ヲ混ス、諸植物ニ適セスシテ只麦ニ宣シ、水利ハ不便ニシテ時々旱ニ苦ム
税地 田〈四拾町弐反六畝拾五歩〉畠〈拾四町三反拾四步〉宅地〈弐町五畝弐拾六步〉山〈反別欠ク〉藪地〈壹反七畝拾三歩〉総計〈五拾六町八反八步外荒地四町九反四畝拾六步〉
字地 竹中〈村ノ東ニアリ東西一町十三間南北一町十五間〉谷口〈同上東西二町十一間南北五十六間〉以上著名ノ字ヲ挙ク余ハ略ス
貢租 地租〈金六百四十弐円四錢弐厘〉山税〈金壹弐円弐拾五錢壹厘〉総計〈金六百四拾三円弐拾九錢三厘〉
戸数 本籍五十戸〈平民〉社三戸〈村社一座・無格社二座〉寺一戸〈禪宗〉総計五十四戸
人数 男百八十口〈平民〉女百九十口〈平民〉総計三百七十口
牛馬 牝牛二頭・牝牛十四頭、総計十六頭
山 〈高凡五十四丈周囲欠ク、村ノ北ニアリ、嶺上ヨリ二分シ北ハ小倉・溝尻両村ニ属シ、南ハ本村ニ属ス、山脈西北方溝尻村山ニ連ル、樹木疎生ス、登路一条字奥ノ堂ヨリ上ル昇リ五町〉
川 祖母谷川〈深一尺許水清流急、巾三間、村ノ東方多門院村界ヨリ来リ溝尻村界ニ入ル、長二十町〉土垣橋〈村道ニ属ス、架シテ村ノ南方祖母谷川ニアリ、本村ヨリ多門院村ニ通ス橋長三間巾一間、土造ナリ〉馬場橋〈全上、村ノ往還ニ通ス、以下皆前ニ同シ〉
森林 後ヶ迫（ウシロガサコ）林〈官ニ属ス、四履欠ク、反別弐町八反三畝拾歩、村ノ東ニアリ、圃一尺長一間半以下松千株、圃一尺長一間雜木六百五十株〉
道路 村道〈村ノ東方多門院村界ヨリ西方溝尻村界ニ至ル、長十九町五十間巾一間、村ノ西方字土垣ヨリ南折シ与保呂村ニ通ス、又北折シ小倉村ニ通スル両支道アリ〉
掲示場〈西口ヨリ八町ニアリ〉
堤塘 祖母谷川堤〈祖母谷川ニ沿ヒ、村ノ東方多門院村界ヨリ西方溝尻村界至ル、長二十町馬踏三尺五寸堤敷ニ間、修繕費用官民両途ニ属ス〉
社 山口社〈村社々地東西十五間、南北二十五間、面積三百三十坪、村ノ東南ニアリ、天道日女命・大山祇命ヲ祭ル、風土記高橋郷条下ニ云、山口〇〇〔〇〇二字欠損〕岡有祠称祖母祠天道日女命老来居（キイマシテ）于此地績麻養蚕教人民、製衣之道故云、山口坐御衣知祖母（ミケシルトシ）祠也トアリ、天文中矢野備后再建、祭日九月十二日境内老樹數十株アリ〉天神々社〈社地東西六間、南北六間、面積三十六坪、村ノ東ニアリ、菅原道真ヲ祭ル、創建年代詳ナラス、祭日三月廿五日、境内老樹及ヒ雜木森々タリ〉八幡神社〈社地四履尺ク、面積六坪、本村字竹中ニアリ、応神天

皇ヲ祭ル、創立年紀及ヒ祭日詳ナラス〉

- 寺 樹徳庵〈境内東西十九間半、南北十一間、面積欠ク、村ノ西北ニアリ、禪宗本郡余部下村雲門寺末、慶長十年乙巳僧梅岑開基創建ス〉
- 学校 人民共立小学校一所〈村ノ中央ニアリ、生徒男五十三人、女十三人、明治十一年廃ス〉
- 古跡 古跡墟〈村ノ北方御城山ニアリ、相伝フ往昔矢野備後守之ニ拠ルト、今纔ニ其形跡ヲ存ス〉
- 物産 大豆〈十石〉小豆〈五斗〉菜種〈八石〉薪〈千荷〉以上半ハ村内ノ需用ニ供シ、半ハ舞鶴ニ輸出ス
- 民業 男〈農ヲ業トシ傍ラ採桑スル者四十八戸銃獵ヲ兼ヌル者二戸〉女〈各夫業ニ從フ〉

註：史料中の ◇ は割書、○はルビ

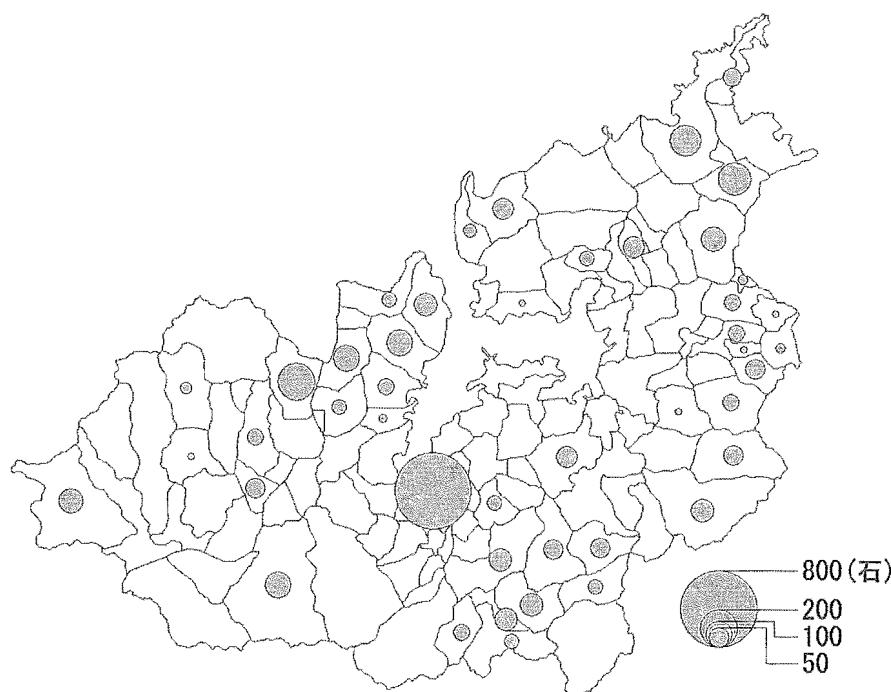


図4 「加佐郡村誌」の桐実生産分布

当時の堂奥村の土地や人口、租税、山川、寺社、物産など基本的な情報がまとめられている。「舞鶴市堂奥地区調査報告」の聞き取りで確認された「御城山」も矢野備後守の名とともに記される。学校の箇所に明治11年の朱書きがあることから、やはり明治10年代の情報であると考えられる。物産は、大豆、小豆、菜種、薪の4種であるが桐実はない。

1-4 「加佐郡村誌」の桐実生産状況

「加佐郡村誌」149町村の内、物産に桐実を挙げているのは、表2の49町村、全体の約3分1にあたる。全体で3247石、平均66石であり、現行市町村では舞鶴市45、旧大江町3、宮津市1となり舞鶴市域に集中している。最大は舞鶴町の830石、最小は南山3石であり、舞鶴町だけで全体の26%を占め、100石以上の7村で50%と全体の半分を占めている。同じく「京都府地誌」の加佐郡全体を記述した「丹後国加佐郡誌」の「物産」には、繭・生糸・櫟実・桐実・楮皮・海魚の6種が記される。桐実は「同上（郡中到處之ヲ培養セザルナシ故ニ其産モ亦數多ナリ）、一ヶ年大凡二千三百石ヲ出ス」とある¹⁸。この数字は「加佐郡村誌」の合計と比べると少ないが、当時桐実は加佐郡の主要産物の一つであったことがわかる。

桐実生産を舞鶴市域に限定して分布したものが図4である。舞鶴町を中心に東部に多く、山間地域や大浦半島、西の由良川沿岸にも多い。舞鶴町の石数が多いのは、港から輸出するため近隣地域の集荷拠点であったと考えられる。舞鶴町の物産は、桐実以外にも生糸2000斤、生蠅60000斤、乾魚70000斤、干海鼠6000斤と、いずれも他村と比べて多いのが特徴である。舞鶴町に集荷された桐実は搾油され、他国へ輸出された。明治10年10月4日井上佐兵衛、恒田金四郎から宮津の元結屋三上勘兵衛に宛てられた「前借用証」には、舞鶴油買い付けに関する内容が記されている¹⁹。また神崎村神原屋伊勢丸の取引でも、明治16年11月に舞鶴で桐実油10石の仕切があり、売買の実態が判明する²⁰。

加佐郡の桐実生産発祥の和江は、200石と2位であるが、舞鶴町の集荷拠点という特殊性を除くと、郡内1位といえる。堂奥の周辺では、隣村の多門院50石、与保呂70石、鹿原40石、小倉5石と桐実生産が盛んである。

表2 「加佐郡村誌」桐実生産額

町村名	明治22年以降	現在自治体	石
1 北原	河守上村	旧大江町	30
2 橋谷	河守上村	旧大江町	50
3 南山	河東村	旧大江町	3
4 大俣	岡田上村	舞鶴市	80
5 河原	岡田中村	舞鶴市	5
6 下見谷	岡田中村	舞鶴市	20
7 久田美	岡田下村	舞鶴市	100
8 大川	岡田下村	舞鶴市	50
9 八戸地	丸八江村	舞鶴市	40
10 和江	丸八江村	舞鶴市	200
11 石浦	由良村	宮津市	40
12 白枚	四所村	舞鶴市	70
13 青井	四所村	舞鶴市	100
14 吉田	四所村	舞鶴市	40
15 大君	四所村	舞鶴市	10
16 水間	東雲村	舞鶴市	30
17 蒲江	神崎村	舞鶴市	100
18 東神崎西神崎	神崎村	舞鶴市	30
19 舞鶴	舞鶴町	舞鶴市	830
20 白滝	池内村	舞鶴市	30
21 寺田	池内村	舞鶴市	50
22 上根	池内村	舞鶴市	50
23 別所	池内村	舞鶴市	70
24 布敷	池内村	舞鶴市	70
25 池内下	池内村	舞鶴市	30
26 堀	池内村	舞鶴市	40
27 今田	池内村	舞鶴市	70
28 福来	余内村	舞鶴市	30
29 森	倉梯村	舞鶴市	60
30 与保呂	与保呂村	舞鶴市	70
31 多門院	与保呂村	舞鶴市	50
32 小倉	志染村	舞鶴市	5
33 鹿原	志染村	舞鶴市	40
34 吉坂	志染村	舞鶴市	51
35 松尾	志染村	舞鶴市	13
36 杉山	朝来村	舞鶴市	6
37 笹部	朝来村	舞鶴市	15
38 登尾	朝来村	舞鶴市	35
39 白屋	朝来村	舞鶴市	39
40 長内	朝来村	舞鶴市	6
41 赤野	西大浦村	舞鶴市	30
42 西屋	東大浦村	舞鶴市	60
43 梶尾	東大浦村	舞鶴市	83
44 大山	東大浦村	舞鶴市	150
45 成生	東大浦村	舞鶴市	45
46 野原	西大浦村	舞鶴市	130
47 潤崎	西大浦村	舞鶴市	60
48 千歳	西大浦村	舞鶴市	25
49 佐波賀	西大浦村	舞鶴市	6

出典：「加佐郡村誌」（京都府立総合資料館所蔵）

2. 堂奥村の桐畠と溝尻村との山論

2-1 嘉永5年の山論と一札

近世の堂奥村における桐実生産の実態については、堂奥村が作成した嘉永5年（1852）4月「桐実畠畝歩改帳」から判明する²¹。この史料は、堂奥村にある多門院・溝尻村の入込山（入作・入会）の山論に関するものである。まずこの山論について、溝尻村側の同様の史料、嘉永5年5月「堂奥村入作山畠畝歩改帳」も含めて検討したい²²。いずれも史料の後半に相手村へ提出したつぎの一札が記される。

史料2 堂奥村「為取替申一札之事」（「桐実畠畝歩改帳」）

溝尻村江差遣候一札之写

為取替申一札之事

一堂奥村野山ニ而多門院村溝尻村入込山之内、新林式拾三ヶ所并桐実畠之儀ニ付、先年右山論有之、此度御代官様御手代様御出張被成下、前々右所持仕候四畝式拾五歩、御上様右被仰付ニ而者無之候得共、村方ニ而歩付ニ致居候、四拾式ヶ所半之場所、其外桐実畠迄、夫々持主等相改別帳面之通、両村立会ニ而歩畝御改被仰付候処、右反畝歩之内前々右申伝候歩付四畝式拾五歩之分、後日紛敷為無之、何成共種被入仕付置可申旨被仰付奉畏候、以後仕付物有之分江者、御入込被下間敷候、其余之分ハ三ヶ村共入込之場ニ可有之候間、此儀ニおみてハ申分無之候、尤四畝式拾五歩之分ニ而茂、種物仕付無之候ハ、御入込牛御牽入被成候而も、桐実木損し不申様、桐實拾ひ不申候得ハ野山同様ニ入込候義ハ不苦候、且此度御改有之候上ハ、以後間数少茂打広ケ申間敷、為後日之為取替一札仍如件

嘉永五壬子年五月

堂奥村百姓惣代 連印

年寄 連印

庄屋 連印

溝尻村庄屋 久左衛門殿

年寄 忠左衛門殿

徳右衛門殿

惣百姓中

史料3 溝尻村「為取替申一札之事」（「堂奥村入作山畠畝歩改帳」）

為取替申一札之事

一堂奥村野山ニ而多門院村溝尻村入込山之内、新林式拾三ヶ所并桐実畠之儀ニ付、先年右山論有之、此度御代官様御手代様御出役被成下、別帳面之通持主畝歩等迄、両村立会ニ而相改帳面御渡被成候上ハ、御上様右被仰付候ニ而ハ無之候得共、前々右歩付ニ而四畝式拾五歩宛、四拾式ヶ所半に種もの仕付有之分ハ入込事不相成候、且桐実木損しさせ不申、桐實拾ひ不申候様并田之畔岸等ニ而草莢不致候様、相心得可申旨被仰渡奉畏候、右

四畝武拾五歩之外、三村共入込之場所ニ候得ハ牛ニ而茂牽入可申候、尤右四畝武拾五歩之分ニ而茂、仕付物無之分ハ是亦同様入込可申候、其節彼是御申被下間敷候、前文之通被仰付御改之上、後日ニ至毛頭申分無之候、為取替一札仍而如件

嘉永五壬子年五月

溝尻村百姓惣代 連印

年寄 連印

莊屋 連印

堂奥村莊屋 治左衛門殿

利右衛門殿

年寄 友三郎殿

五郎右衛門殿

惣百姓中

両村共に本文の内容はほぼ同じであるが、一部相違している語句もある。史料によると堂奥村にある3ヶ村の入込山に、新林23ヶ所と桐実畠があり、これが先年以来の山論となっていた。今回、田辺藩の代官・手代が出役し、両村立会の上でこれらの面積を改めた。このなかで年貢地として4畝25歩あり、それを村内で歩付し42ヶ所半を設定していた。そこで今後溝尻村は、種物が植えてある場所への入込や牛引きの禁止、桐実木を損じたり桐実を拾わない、田の畔岸で草刈りしないという誓約をしている。ただし4畝25歩以外の土地、4畝25歩でも種物を植えていない所へは入込可能としている。続いて堂奥村「桐実畠畝歩改帳」には、代官役所へ提出した一札の写が記される。

史料4 堂奥村・溝尻村「差上申御請一札之事」(「桐実畠畝歩改帳」)

御代官所江差遣候一札之写

差上申御請一札之事

一堂奥村野山ニ而多門院村溝尻村入込山之内、近來新林桐実畠等多相成山論有之、先年右段々御願申上候処、此度御惣方様御出張被成下、両村立会候様被仰付、別帳面並為取替一札写奉差上候通、反畝歩持主等御改、御見分被成下難有仕合奉存候、則両村共為取替一札之表、夫々被仰渡候趣、一同承知奉候、以後年々両村立会相改少しことも心得違仕候もの御座候ハゝ如何様共被仰付可被下候、為後日御請一札奉差上候、仍如件

嘉永五壬子年五月

堂奥村百姓惣代 連印

年寄 連印

莊屋 連印

溝尻村百姓惣代 連印

年寄 連印

莊屋 連印

御代官

公藏貫藏様

御役所

前書之通相違無御座候ニ付奥印仕候以上

大庄屋

木船衛門印

両村から代官へ提出され、大庄屋が奥書した文書である。ここでは3ヶ村の入込山に新林や桐実畠が多く作られたため山論になったと記す。堂奥・溝尻・多門院村3ヶ村の田の肥料として柴草を採取する山であった野山（柴草山）へ、堂奥村が新しく植林したり桐実を植え、柴草採取量に影響が出た。史料からは、年貢地4畝25歩を根拠として溝尻村の入込を禁止するなど、堂奥村側の主張がおおむね通っているが、一部種物を植えていない場所は入込可能と譲歩している。これまでの米を基盤とした農業生産に対して、新しい換金作物として桐実が登場したことにより発生した山論といえる。このような桐実に関する山論は、近隣の夜久野の空山でも発生している²³。空山をめぐる今西中村と井田村の山論には、先年より桑畠であった場所を、近年ころび・漆に植え替えたところ、井田村が草薙盗みや樹木苗を切る行為、林山を荒らして薪を盗むようになったとある。ここでもころび（桐実）への転換が契機となっている。

2-2 近世後期堂奥村の桐畠

つぎに①「桐実畠畝歩改帳」、②「堂奥村入作山畠畝歩改帳」から、当時の桐実生産の実態についてみていく。①は堂奥村124筆、②は堂奥へ入作している溝尻村13筆、計137筆の各桐畠の書上である。各筆は、字、面積（反畝）、所有者名を基本としている。分付がある場合には面積と分米高と差し引いた面積が記され、それらをまとめたものが表3である。記載順序は、後述する明治13年の字で確認すると、村の西南一ノ谷から西北の荒堀、南の青路・大谷、ついで東の稻谷・ウロ山と続く。溝尻村の入作は一ノ谷に集中している。合計すると、堂奥村15町6反4畝11歩、その内分付45口1町9反3畝で分米2石3斗1升6合、残79口13町7反1畝11歩とある。溝尻村入作は2反8畝24歩、その内分付10口1反3畝3歩で分米1斗5升7合、残6口1反5畝21歩とある。

堂奥村民が所有する桐畠の面積は、最大が字鳥ヶ谷の小右衛門の7反5畝5歩、最小が字稻谷の登代次郎の5歩、平均1反1畝となる。所有者別にまとめると38人となり、最大が久助の9反5畝20歩(5筆)、最小が六右衛門の20歩、平均3反7畝となる。筆数の最大は8筆の惣兵衛で、大谷・青路5、ウロ谷・稻谷3、6筆は4人となり、忠左衛門は大谷・青路4、一ノ谷・荒堀2、長兵衛はウロ谷、与八は大谷・青路、弥助は大谷・青路などと、同じ字内にまとまっていることがわかる。

明治11年「桐実山売買証書之写」には、表4のように享和3年(1803)から慶応2年(1866)まで19件の桐畠の売買証文が写されている²⁴。各文書には「九拾七番之証書之写シ」とあり、明治13年「桐実山反別書上帳」の番地と一致する。売却の理由がほぼ年貢未進であり、証文の作成は年貢納入期の12~3月に集中している。また天保7年(1836)2月が4件、同一人物と思われる七十良・七重良・七重郎が3件と多い。この前後もあわせると6件、その後約30年売買がないので、当時の天保の飢饉による影響もあったと考えられる²⁵。代銀も年代を

表3 嘉永5年堂奥村の桐畑

字	明治13年字	畝数		分步		無分		所有者	備考	
		畝	步	畝	步	分米	畝			
1	一ツ谷	一ノ谷	51		4	25	0.058	46	5	忠左衛門
2	一ツ谷	一ノ谷	5	15	2	12.5	0.029	3	2.5	七郎左衛門
3	一ツ谷	一ノ谷	48		4	25	0.058	43	5	文右衛門
4	あらぼり	アラボリ	9	6						文右衛門
5	あらぼり	アラボリ	5	19						忠左衛門
6	あらぼり	アラボリ	14	8						仙次郎
7	あらぼり	アラボリ	8							与惣次郎
8	あらぼり	アラボリ	5	20	4	25	0.058		25	仙次郎
9	なひら	ウロ谷	5	15	4	25	0.058		20	六右衛門
10	なひら	ヲヒラ	1	21						与八
11	なひら	ヲヒラ	6	18						平八
12	なひら	ヲヒラ	7	21	3	19	0.044	4	2	磯右衛門
13	なひら	ヲヒラ	2	24	2	12.5	0.029		11.5	与八
14	千丈谷	青ヂ西	5	14	4	25	0.058		19	清兵衛
15	千丈谷	青ヂ西	10	20						田地二付
16	千丈谷	青ヂ西	6	4	4	25	0.058	1	9	清兵衛
17	千丈谷	青ヂ西	14	17	7	7.5	0.087	7	9.5	田地二付
18	千丈谷	青ヂ西	6	9	4	25	0.058	1	14	友三郎
										伊助・与惣二郎
19	千丈谷	青ヂ西	12	3	4	25	0.058	7	8	与惣二郎
20	千丈谷	青ヂ西	1							清兵衛
21	梨木廻	青ヂ西	5							甚左衛門
22	梨木廻	青ヂ西	34		4	25	0.058	29	5	甚左衛門
23	横烟ヶ	青ヂ西	22	24	4	25	0.058	17	29	忠左衛門
24	横烟ヶ荒堀	青ヂ西	4	10	1	28	0.023	2	12	忠左衛門
25	横烟ヶ	青ヂ西	6	15	2	27	0.035	3	18	仙次郎
26	横烟ヶ	青ヂ西	7	24	4	25	0.058	2	29	与八
27	横烟ヶ	青ヂ西	33	19	4	25	0.058	28	24	長右衛門
28	尾段	青ヂ西	9		4	25	0.058	4	5	治左衛門
29	尾段	青ヂ西	13	2	4	25	0.058	8	7	治左衛門
30	尾段	青ヂ西	9	10	4	25	0.058	4	15	七十郎
31	尾段	青ヂ西	3	10	1	6	0.014	2	4	孫六
32	尾段	青ヂ西	21	4	4	25	0.058	16	9	仙次郎
33	鳥ヶ谷	青ヂ西	80		4	25	0.058	75	5	小右衛門
34	鳥ヶ谷	青ヂ西	5							与惣次郎
35	鳥ヶ谷	青ヂ西	35	6	4	25	0.058	30	11	孫兵衛
36	鳥ヶ谷	青ヂ西	20	13						惣兵衛
37	うさぎ廻	青ヂ東	11	14						伊助
38	うさぎ廻	青ヂ東	3	10						与惣兵衛
39	清水廻	青ヂ東	17	26	4	25	0.058	13	1	治兵衛
40	清水廻	青ヂ東	26	26	4	25	0.058	22	1	与惣兵衛
41	清水廻	青ヂ東	3	20						五郎右衛門
42	清水廻	青ヂ東	1							弥助
43	清水廻	青ヂ東	1							五郎右衛門
44	柳ヶ谷	青ヂ東	8	20						伊助
45	柳ヶ谷	青ヂ東	15	14						孫兵衛
46	石ヶ廻	青ヂ東	2							友三郎
47	石ヶ廻	青ヂ東	1	9						弥助
48	原ヶ谷	青ヂ東	3	15	2	12.5	0.029	1	2.5	弥右衛門
49	原ヶ谷	青ヂ東	2							磯右衛門
50	原ヶ谷	青ヂ東	20	22						久助
51	原ヶ谷	青ヂ東	13	22						与八
52	原ヶ谷	青ヂ東	38	2	9	20	0.116	28	12	利右衛門
53	原ヶ谷	青ヂ東	3							平八
54	霜ヶ廻	大谷	16	6						久助
55	大谷	大谷	13	9						友三郎
56	大谷	大谷	6	28						次右衛門
57	大谷	大谷	2	20						磯右衛門
58	大谷	大谷	3	6						忠左衛門
59	大谷	大谷	1	4						磯右衛門
60	大谷	大谷	2	17						弥助
61	大谷	大谷		20						与八
62	大谷	大谷	3							友三郎
63	大谷	大谷	52	24						磯右衛門
64	大谷	大谷	10							弥市
65	大谷	大谷	1	15						惣兵衛
66	大谷	大谷	8	12						五左衛門
67	大谷	大谷	20							惣兵衛
68	大谷	大谷	5							弥助
69	今末	大谷	27	19	4	25	0.058	22	24	弥右衛門
70	今末	大谷	13	17	3	25	0.046	9	22	弥助
71	今末	大谷	52	15	4	25	0.058	47	20	五郎右衛門
72	今末	大谷	13	3						伊八
73	真谷	大谷		24						利右衛門
74	真谷	大谷	10	9	4	25	0.058	5	14	小右衛門

75	真谷	大谷	3	6					利右衛門	
76	真谷	大谷	20	18	2	13	0.029	18	5	与惣兵衛
77	真谷下	大谷	5	24						伊八
78	真谷上	大谷	10	8						伊八
79	真谷	大谷	6	28						久助
80	桐ヶ谷	大谷	1	10						惣兵衛
81	桐ヶ谷	大谷	3	8						伊八
82	桐ヶ谷	大谷	24	13						次右衛門
83	桐ヶ谷	大谷		20						次右衛門
84	桐ヶ谷	大谷	12	1						与八
85	桐ヶ谷	大谷	1	15						惣兵衛
86	桐ヶ谷	大谷	1	19						五左衛門
87	桐ヶ谷	大谷	4	23						五左衛門
88	桐ヶ谷西	大谷	39	4	4	25	0.058	34	9	久助
89	桐ヶ谷東	大谷	17	15						久助
90	桐ヶ谷	大谷	28	6						弥右衛門
91	桐ヶ谷	大谷	15	18						清兵衛
92	桐ヶ谷	大谷	15	24	2	6	0.026	13	18	重次郎
93	足谷	大谷	27	10						弥市
94	足谷	大谷	13	18						小右衛門
95	足谷	大谷	7							弥助
96	足谷	大谷	4			27	0.011	3	3	弥助
97	足谷口	大谷	4	28	2	12	0.029	2	16	弥市
98	足谷	大谷	3							友三郎
99	段畠ヶ	大谷	41	25						五左衛門
100	稻谷	稻ナ谷	5		4	25	0.058		5	登代次郎
101	稻谷	稻ナ谷	4	10						五左衛門
102	稻谷	稻ナ谷	25	25	4	25	0.058	21		惣兵衛
103	稻谷	稻ナ谷	5	18						太右衛門
104	稻谷	稻ナ谷	3	10						太右衛門
105	稻谷	稻ナ谷	4							太右衛門
106	稻谷	稻ナ谷	3	6						惣兵衛
107	稻谷	稻ナ谷	9	10	4	25	0.058	4	15	与市
108	稻谷	稻ナ谷	35	15						与市
109	稻谷	稻ナ谷	38	13						登代次郎
110	稻谷	稻ナ谷	8	6						利助
111	宇呂谷	ウロ谷	5	25						登代次郎
112	宇呂谷東秋原	ウロ谷東秋原	14	14						長兵衛
113	宇呂谷西	ウロ谷西	11	8						此2口八字荒掘中伊助持林一ヶ所不残伐払并仙次部分林之内 3畝7歩伐払此2口代地ニ成ル
114	宇呂谷秋原	ウロ谷秋原	1	24						同斬
115	宇呂谷	ウロ谷	2	21						利助
116	宇呂谷	ウロ谷	17	10	4	25	0.058	12	15	長兵衛
117	宇呂谷	ウロ谷	13	14	4	25	0.058	8	19	利助
118	宇呂谷	ウロ谷	21							長兵衛
119	宇呂谷	ウロ谷	16	27						市助
120	宇呂谷	ウロ谷	26	2	2	12	0.029	23	20	五郎右衛門
121	宇呂谷	ウロ谷	5	21						惣兵衛
122	宇呂谷	ウロ谷	6	20						長兵衛
123	宇呂谷	ウロ谷	10	20						惣右衛門
124	八王寺	八王寺	5	15	4	25	0.058		20	太右衛門

溝尻入作										
1	越行	壱ノ谷	1	20						莊助
2	こすきり	壱ノ谷	1	20			0.08			勘七
3	こすきり	壱ノ谷	2	15			0.03			重右衛門
4	こすきり	壱ノ谷	1	20			0.02			勘四郎
5	こすきり	壱ノ谷		25			0.01			勘七
6	はか谷	壱ノ谷	3	15	2	15	0.03	1		太平
7	はか谷	壱ノ谷	2	24						桐畠
8	おか	壱ノ谷		5			0.002			太平
9	一谷	壱ノ谷	1	8			0.015			莊四郎
10	一谷	壱ノ谷	8							勘七
11	一谷	壱ノ谷	2	27		25	0.01	2	2	太平
12	一谷	壱ノ谷		25			0.01			山畠
13	あらほり	荒畠	1			25	0.01		5	勘左衛門
										山畠

出典：嘉永5年「桐実畠歩改帳控」「堂奥村入作山畠歩改帳」を基に、明治13年「桐実山反別書上帳」と照合した（いずれも堂奥区有文書）

表4 19世紀の堂奥村の桐実山売買一覧

記載順	表題	年月	西暦	種別	筆	分米	代銀	字	売主	宛名	理由	備考
1 3	壳渡申山之事	享和3年3月	1803	山	1	1.3		稻谷奥	次右衛門	五郎右衛門	戌未進	
2 13	永代壳渡申畑之事	文化7年3月	1810	ころび畑	1	0.5		はら谷	平九郎	理左衛門	巳未進	
3 1	永代壳渡申畑之事	文化8年8月	1811	ころび畑	1	0.25		うろ谷	平九郎	理左衛門	年貢差詰	
4 18	永久壳渡し申田地之事	文政4年2月	1821	田・山畠	2	0.332	140	二ノくた・ 一ノ谷	七重郎	文右衛門		
5 5	永代壳渡申山畑之事	文政6年12月	1823	畑	2		50	大谷	平四郎	次右衛門	未未進	
6 10	永代壳渡し申一札之事	文政7年2月	1824	山畠	1		20	大谷	治右衛門	与八	申未進	
7 6	永代壳渡申桐実畑之事	文政13年正月	1830	畑	1		65	大谷	伊右衛門	五郎右衛門	丑未進	久次郎組合
8 17	永代壳渡し申桐畑之事	文政13年3月	1830	桐実畑	1		60	よこ畑	林左衛門	与八	丑未進	
9 14	永代壳渡し畑之事	天保6年2月	1835	山畠	1		10	梨木	久平	五郎右衛門	午未進	
10 7	永代壳渡申桐実畑之事	天保7年2月	1836	桐実畑	1		131	大谷	久次郎	五郎右衛門	未未進	
11 11	永代壳渡申桐畑之事	天保7年2月	1836	桐実畑	1		55	大谷	七十良	久助	未未進	
12 12	永代壳渡申桐実畑之事	天保7年2月	1836	桐実畑	1		30	大谷	七重良	五左衛門	未未進	
13 15	永代壳渡し桐実畑之事	天保7年2月	1836	桐実畑	1		100	青路	七重郎	与左衛門	未未進	
14 4	永代流申桐実畑之事	天保8年2月	1837	桐実畑	1		46.53	大谷	惣治郎	久助	申未進	
15 19	永代壳渡し山畠之事	文久元年3月	1861	桐実畑	1	0.058	450	一ノ谷	忠左衛門	弥太治		
16 2	永代壳渡申山之事	文久2年12月	1862	山林桐実 畑共	1			うろ谷	市助	長兵衛	戌未進	
17 16	永代壳渡し申畑之事	文久2年12月	1862	桐実畑	1		190	梨木廻	長右衛門	孫兵衛	戌未進	
18 8	永代壳渡申一札之事	慶応2年7月	1866	桐実畑	1		550	大谷今未	伊八	弥助	丑未進	
19 9	永代壳渡申一札之事	慶応2年7月	1866	桐実畑	1		550	大谷桐谷	伊八	彌助	丑未進	

出典：明治11年「桐実山売買証書之写」（堂奥区有文書）を編年順に配列

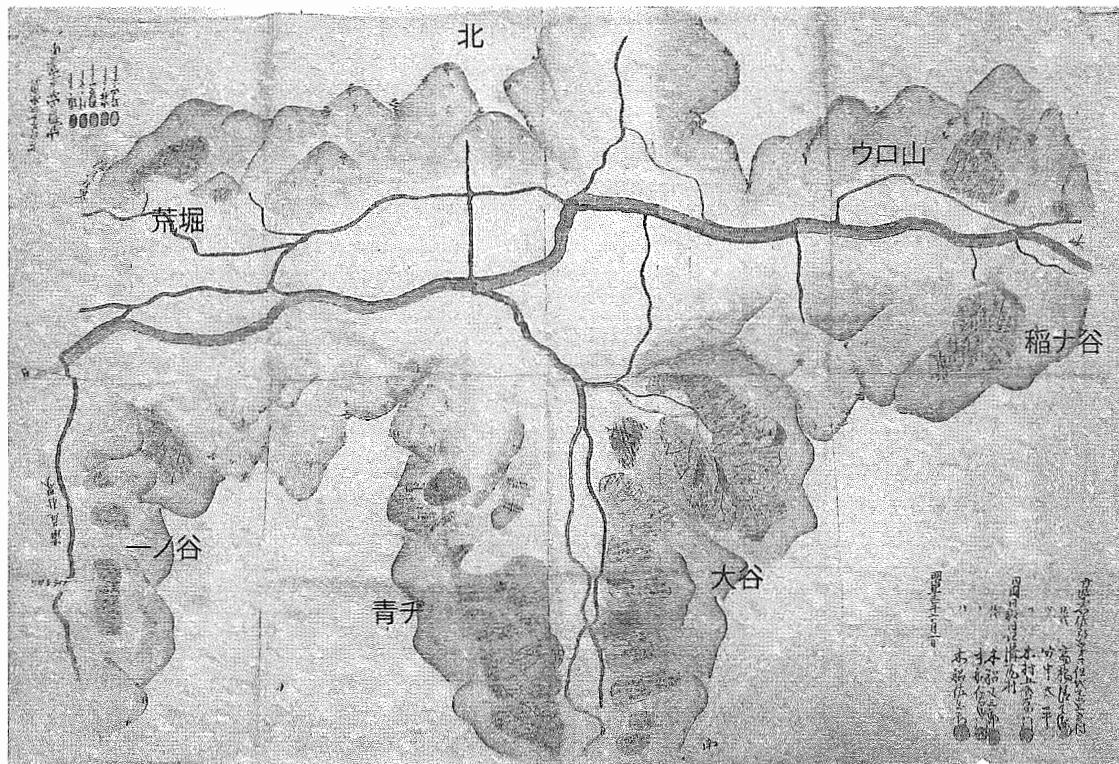


図5 明治13年6月1日「加佐郡第六区堂奥村山林桐実山柴草山見取図」(字名を加筆)

経るにつれて高額になっていく。慶応2年伊八が弥助に売却した2筆は、大谷今末1反3畝3歩、大谷桐谷3畝8歩と面積は3倍ほど違うが、いずれも代銀550匁である。幕末になると桐畠の価値が上がった可能性がある。売買された場所は、多くが村の南の大谷であるが、西の一ノ谷や東のうろ谷・稻谷もある。一番古い享和3年の証文があることから、それ以前から堂奥に桐畠が存在したといえる。

3. 明治13年の山論と桐実生産の減少

3-1 明治13年の再調査

この山論は、明治13年に同じ内容で再発する。明治13年4月26日代言人（弁護士）青内勝之がまとめた「桐実山再検査ニ付見込ミ」によると²⁶、「桐実畠地盤ガ往古ヨリ方今延ビアルヲ以テ、野山ノ苅草場ニ差障リヲ生ゼシト」とある。溝尻側から桐実畠の面積が拡大し、野山に設定された苅草場に故障が発生したという。代言人は「果タシテ桐実畠ノ畝歩ニ間違ヒアルヤ否ハ、立会ヒ再検査ノ請求ニ応ゼザルヲ得ザルベシ」と述べる。そして「其認許サレタル苅草場ガ狭ミタル旨ニテ、其桐実畠ノ再検査ヲ官府ニ要請シタル後」に、「溝尻村ニ於テハ独り之再検」するようにと記す。ただ「検査ヲスル已前ニ（再検スルモ間違ナカリシトキハ、嘉永度ノ約ノ如クニ以後苦情ヲ云ハザル証書ヲ）請求シタル上再検査ヲ致スペシ」と主張する。堂奥は面積の不变に自信があるため、間違いない場合には、先述した嘉永5年の「為取替申一札之事」のように、以後溝尻側は苦情を出さないという証書を求めている。

そして同年6月1日「桐実山反別書上帳」が、その再検査の調査文書といえる。嘉永5年「桐実畠歩改帳」の内容（堂奥、溝尻村の入作）、順番を基準に、新たに付された番地や字、現所有者名を追加しており、合計15町6反7畝13歩とある²⁷。文末には、「右桐実山ニ付溝尻村ニ於テハ、從前トハ箇所之相違及ヒ延畝歩有ヲ以テ苅草場狭ミタル旨之ヲ申シ、依テ両村立会反畝歩ノ箇所毎、嘉永五年度為取替ノ反畝歩帳ニ照シ調査候ニ、箇所之相違且延ビ畝歩無之ニ付、此帳簿ニ連印シ双方後日ノ証鑑トスル処如件」とある。再検査の結果、堂奥村の主張の通り、面積の変更はなかった。

同時期に作られたのが明治13年6月1日「加佐郡第六区堂奥村山林桐実山柴草山見取図」である²⁸。この絵図には、桐実山を黄、山林を緑、野山を赤に色分けし、桐実山は番地、反畝、所有者名が記されている（図5）。両村の惣代の名前も一致することから、「桐実山反別書上帳」の場所を確認するために作られたことがわかる。絵図をみると、桐実山は村の南、青路・大谷が最も多く、ついで東のウロ山・稻谷、そして西北の荒堀、西南の一ノ谷となる。そして溝尻村の入作は13筆の内、「桐実畠歩改帳」の番地との照合から、溝尻村境の一ノ谷に12筆と集中し、その他荒堀に1筆である。絵図の一ノ谷付近には、「入作山畠地」と記された付箋が貼付されており、山論の場所を示している。

3-2 統計にみる桐実生産の減少

堂奥村戸長役場編纂の明治14年～31年「統計表綴込」では、その後の桐実生産の推移が判明する。明治15年4月には、「民有林園」の樹名が松・杉・檜・桐実・栗・雑の6種あり、

表5 明治31年堂奥「統計表」の農産品

番号	種目	生産別	面積			数量			価格(円)		
			畝	歩	石	貫	個・本	荷	単価	総価格	1反利益
1	米	田	3513	1	597.295				9.41	5625.304	5.641
2	大麦	田	767	2	122.79				4	991.44	0.212
3	大麦	畠	303	3	29.07				4		
4	大豆	田	65	8	9.75				8.6	104.92	2.12
5	大豆	畠	35	11	2.45						
6	小豆	畠	33	12	2.5				10	25	2.182
7	蚕豆	田	125	5	20				6	120	3.982
8	小麦	畠	40	10	2				7	14	0.15
9	粟	畠	30	13	1.5				4	6	0.074
10	黍	畠	41	9	2.5				3	7.5	0.08
11	蕷麦	畠	25	17	0.75				4.5	3.375	0.05
12	大根	畠	68	7		3000			0.1	30	0.2
13	蕪菁	畠	25	16		1000			0.1	10	0.16
14	芋	田	25	14		750			0.8	60	11.147
15	牛蒡	畠	1	34		35			0.08	2.8	4.5
16	胡蘿蔔	畠	1	33			1100		0.03	3.3	4.85
17	葱	畠	1	38		15			0.08	1.2	2.5
18	茄子	畠	3	25			4000		0.001	4	3.4
19	甘藷	畠	25	15		400			0.04	16	1.5
20	馬鈴薯	畠	1	32		50			0.08	4	13
21	生薑	畠	1	31		10			0.05	5	16.6
22	葱姑	田	1	36		6			0.3	1.8	5
23	瓜類	畠	5	22		150			0.05	7.5	4
24	梅	畠	3	24	1.5				0.05	7.5	12.48
25	梨子	畠	4	23			20	0.4	8		4.55
26	栗	空地	16	19	1				0.05	5	0.5
27	柿	畠	2	27			100	0.3	30		1.05
28	枇杷	畠	1	35		12			0.2	2.4	13
29	棗	畠	2	29	1.5				0.2	3	4.8
30	養苔	田	20	18	2				8	16	0.2
31	胡麻	畠	1	37	1.5				0.1	1.5	4
32	麻苧	畠	11	20		17			0.35	9.95	15
33	楮	畠	2	28		100			0.3	3	6.6
34	茶	畠	2	26		25			0.03	75	0.05
35	橘実	畠	1	30		150			0.06	9	0.7
36	桐実	畠	124	6	8.68				3	26.04	0.5
37	実綿	畠	8	21		15			0.6	9	0.85
38	桑	畠	125	4		2500			0.08	200	3.4

出典：明治31年「統計表」（堂奥区有文書）

桐実 15町6反7畝13歩、6268本である。明治13年6月1日「桐実山反別書上帳」と同じ面積である。明治16年10月17日「統計表調書」では、同じく6種あり、桐実 15町6反7畝13歩、6250本である。ただ明治17年2月21日「統計表取調書」では、「民有林園」の樹名が松・杉・檜・雜4種となり、桐実・栗が削除されている。雜は32町4反2畝13歩、66320本とあり、前年の雜が16町6反20歩、60000本であるので、桐実・栗を合計した数値である。明治16年を境に桐実の記載が消えており、產物としての地位が低下したといえる。

ただその後も生産は継続されており、明治31年「統計表」の「農産ノ部」に記載される。米・大麦の穀類、大根・茄子の野菜、梨・栗などの果物、茶・桑などの工芸作物の38種の内に桐実が含まれる（表5）。桐実は、作付反別1町2反4畝、収穫量8石6斗8升、1反あたり収穫量7斗、単価1石あたり3円、販売価格26円4銭である。作付反別は、明治16年以降15年間に92%減少している。また1反あたりの収穫量から逆算すると、明治16年には約110石ほどの収穫があったことがうかがえる。ただ38種の產物のなかでは、米・大麦について、蚕豆・桑・桐実はほぼ同数の作付反別であり、盛時の10分1以下となったが、いまだ主要產物といえる。

同年の「生産輸出入表」によると、村外販売物の内、村内消費がなくすべて村外向けの産物は、芸苔・楮・櫟実・桐実の4種のみである。この点から桐実は、村の貴重な換金作物となっていたが、同じ作付面積の桑の販売価格200円、蚕豆が120円であるので、反対は多いが収入は少ない作物といえる。しかし近世から近代の苅草場と共に存していたと考えると、樹上に桐実、地上に草と二段構成となり、土地利用効率のよい産物といえる。その後、明治36年旧2月「油桐畠地類変換丈量地図」が作られており、多くの桐畠が他の地目へと変換されていったと考えられ、堂奥の桐実生産も終焉を迎えた²⁹。

おわりに

以上、1近世から近代の全国と加佐郡の桐実生産の変遷、2明治期の「郡村誌」から加佐郡内の生産の概要、3幕末から明治期の堂奥村における桐実生産の実態を分析した。桐実は、加佐郡において近世後期から明治前期にかけて各地で生産されていた。そして米と同価格とまでいわれ、農村の貴重な現金収入であった。しかし桐は、それまで田の肥料とした草を刈る野山で栽培されており、嘉永5年の堂奥・溝尻村のように入会していた他村との山論に発展した。堂奥村は、明治前期「郡村誌」の「物産」としては未記載であったが、幕末から明治17年まではほぼ15町、約110石を生産する桐畠があったことが判明した。その後明治31年には10分1に減少したが、加佐郡全体では、明治15年3247石から明治34年900石と3分2の減少であり、堂奥ほど急減してはいなかった。そのため明治43年まで、ほぼ全国3位の生産量を維持していた。ただ全国的にも桐油から石油へと転換していくなかで、堂奥は明治36年に桐畠の地目変換を実施しており、より換金性の高い桑・養蚕に変更したと考えられる。加佐郡の特産物であった桐実生産も縮小していくことになる。

【註】

- 1 深津正『燈用植物』ものと人間の文化史50、法政大学出版局、1983年、266頁。
- 2 「様々な特産物」『福井県史』通史編4近世2、1996年。
- 3 『舞鶴市史』通史編上、1993年、810～813頁。
- 4 普原憲二編『丹後国田辺城下竹屋町文書史料集、丹後国田辺城下竹屋町文書目録・追加』、千葉大学文学部史学科普原研究室、2013年、122～125頁。
- 5 『舞鶴市史』通史編中、1978年、344～345頁。
- 6 大槻伸「ころび（油桐）について」『史談福知山』748、2014年、1～3頁。
- 7 岡山親年『山里の暮らし 大山の農作業と農民具の今昔物語』2001年、49～51頁。
- 8 八幡市：①東昇「明治前期「村誌」の情報化」、京都府立大学文化遺産叢書3『八幡地域の古文書と石清水八幡宮の絵図—地域文化遺産の情報化—』2010年、京都府立大学歴史学科、172～190頁。
城陽市：②同「城陽地域の「村誌」の情報化」、③同「近代における青谷地区の梅栽培と梅林の歴史形成—城陽地域の「村誌」編纂と物産—」同文化遺産叢書6『城陽市域の地域文化遺産—神社・街道の文化遺産と景観—』2013年、同、275～304、264～274頁。
京都市：④同「京都地域情報・文化遺産データベースの展開と活用—「郡村誌」と愛宕郡統計地図—」同編『京都地域情報・文化遺産データベースの展開・活用—「郡村誌」の地図化と二ノ瀬・岡崎を事例に—』2014年、1～9頁。⑤同「「郡村誌」からみた明治16年（1883）頃の上賀茂村の様子」藤原英城編『現代版『京童』へのアプローチ：「國際京都学」研究における京都府立総合資料館所蔵古典籍活用の可能性』京都府立大学

- 文学部、2014年、25～27頁。⑥同「明治前期下鴨村における歴史・神社・古跡・名勝の記録—明治16年「郡村誌」調査—」藤原英城編『京都名所記の誕生—京都府立総合資料館所蔵古典籍活用と「国際京都学」へのアプローチ』同、2015年、38～40頁。
- 9 京都府教育会加佐郡部会編『加佐郡誌』、1925年、255～256頁。
- 10 『油桐ノ造林並桐油ノ調査』農商務省山林局、1913年、5～6頁。
- 11 『油桐ノ造林並桐油ノ調査』7頁。
- 12 京都府の郡村誌編纂については、『京都府立総合資料館所蔵文書解題』改訂増補、1993年を参照。
- 13 京都府庁文書、明17-31、京都府立総合資料館所蔵。
- 14 京都府庁文書、京都府地誌27、京都府立総合資料館所蔵。
- 15 成生漁業共同組合文書。
- 16 同様の事例は長崎県でも存在する。「地誌編輯雑書類」（長崎県歴史文化博物館所蔵、1353-1）の明治16年3月20日と考えられる「地誌編集用取調項目」には、各項目の取調方法が記される。「物産」には「然シテ其年度ハ明治七年中ノ調ニ拠ルト雖モ、星霜ノ久シキ調査ニ由シナキ分ハ、現今ノ比例ヲ以テ記スルモ妨ケナシ」とある。
- 17 京都府庁文書、京都府地誌32～35。
- 18 京都府庁文書、京都府地誌14。
- 19 『丹後國与謝郡宮津元結屋三上家古文書目録』、京都府教育委員会、1988年、164頁。
- 20 『舞鶴市史』通史編中、349～350頁。
- 21 堂奥区有文書869。
- 22 堂奥区有文書873。
- 23 『夜久野町史』3、2008年、223～225頁。
- 24 堂奥区有文書369。
- 25 『舞鶴市史』通史編上、1089～1091頁。
- 26 堂奥区有文書746。
- 27 堂奥区有文書290。
- 28 堂奥区有文書5。
- 29 堂奥区有文書73。

表紙の解説

	1 2 3
5 (裏)	4 (表)

- 1 舞鶴市堂奥地区現地調査成果報告会（2015.3.1）
- 2 雲門寺（舞鶴市余部上）
- 3 舞鶴幼稚園130周年記念展示（2014.11.1）
- 4 五老岳から望む冬の舞鶴湾（2015） 松岡秀雄氏撮影
- 5 山口神社（舞鶴市堂奥、2015） 新谷一幸氏撮影

京都府立大学文化遺産叢書（2008～）

- 1 南山城・宇治地域を中心とする歴史遺産・文化的景観の研究
- 2 近世伊予越智島地域における流動する人・物・情報
—御用日記・諸願控の総合的研究—
- 3 八幡地域の古文書と石清水八幡宮の絵図—地域文化遺産の情報化—
- 4 八幡地域の古文書・石造物・景観—地域文化遺産の情報化—
- 5 丹後・宮津の街道と信仰
- 6 城陽市域の地域文化遺産—神社・街道の文化遺産と景観—
- 7 熊野の信仰と景観—宗教遺産学の試み—
- 8 石見銀山域の歴史と景観—世界遺産と地域遺産—
- 9 和束地域の歴史と文化遺産
- 10 石清水門前寺院・南山城地域の古文書—京都府歴史資料の調査—



京都府立大学文化遺産叢書 第11集
舞鶴地域の文化遺産と活用

編集 東 昇
発行 京都府立大学文学部歴史学科
〒606-8522 京都市左京区下鴨半木町1-5
発行日 2016年3月30日
印刷 株式会社 北斗プリント社
〒606-8540 京都市左京区下鴨高木町38-2